



資金決済法等の改正案

- 電子決済手段等 / 高額電子移転可能型前払式支払手段への対応 -

執筆者: 弁護士 神鳥 智宏
弁護士 日比 慎
弁護士 柴田 英典

March 2022

In brief

2022年3月4日、金融庁が第208回国会に資金決済法等の改正案(以下「**本改正案**」といい、本改正案における改正後の法律を「**改正後…法**」といいます)を提出しました¹。

金融審議会に設置された「資金決済ワーキング・グループ」が同年1月11日に公表した報告書(以下「**本報告書**」といいます)²においては、金融サービスのデジタル化やデジタルによる送金手段の利用の進展等を踏まえた(ステーブルコインを含む)電子的支払手段(後記1.(1)参照)に係る具体的制度設計やマネー・ローンダリング等の手口の巧妙化等を踏まえたAML/CFT対策の在り方について議論されていましたが、本改正案は本報告書を踏まえたものとなります。

今回のニュースレターでは、本改正案における、電子決済手段等及び高額電子移転可能型前払式支払手段に関する規制の概要を説明します。

In detail

1. 電子決済手段等への対応

(1) 本報告書における議論

本報告書においては、決済手段等の経済的機能を有するデジタルアセットのうち、デジタルマネー及びデジタルマネー類似型のステーブルコインが「電子的支払手段」に該当するとして、その規制のあり方にについて議論がされていました(後記表1も参照)³。

〈電子的支払手段とは〉

資金決済法の『通貨建資産』のうち不特定の者に対する送金・決済に利用することができるもの(電子的方法により記録され、電子情報処理組織を用いて移転することができるものに限る)

具体的には、電子的支払手段については発行者(発行等の機能の担い手)と仲介者(移転管理等の機能の担い手)が分離する可能性があり、また、両者に対する金融規制監督上求められる規律が異なる点も踏まえ、(発行者又は仲介者の破綻時を含めた)利用者の発行者に対する償還請求権の保護の要請を満たす仕組みが整理された上、仲介者に関する一定の行為について業規制の対象とすることが提案されていました(後記表2も参照)⁴。

¹ 法律案や関係資料は、金融庁 HP(<https://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html#diet208>)参照。

² 本報告書については、2022年1月のニュースレター(<https://www.pwc.com/jp/ja/legal/news/assets/legal-20220125-jp-2.pdf>)も参照。

³ 本報告書13頁以下。

⁴ なお、暗号資産については、その売買の媒介等やカストディ業務については暗号資産交換業としての規制が及びますが、電子的支払手段は通貨建資産に該当し、暗号資産の定義から除外されるため、これらの業務を担う仲介者に対して暗号資産交換業としての規制は及びません。

表1:決済手段等の経済的機能を有するデジタルアセットの分類

		意義等	規制の概要等
デジタルマネー (為替取引を利用するもの)		為替取引:顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行すること	銀行の免許又は資金移動業者の認可・登録 ➤ 発行者の規制
前払式支払手段を利用するもの		前払式支払手段:以下の要件を満たす決済手段 (i) 金額又は数量等が記載又は記録され、 (ii) 金額又は数量等に対応する対価を得て発行される証票等又は番号、記号、その他の符号であって、 (iii) 発行者又は発行者の指定する者に対する対価の弁済等に使用できるもの	一定の場合、届出(自家型前払式支払手段)又は登録(第三型前払式支払手段) ➤ 発行者の規制
暗号資産		1号暗号資産:(i) 物品・役務提供の対価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者との間で購入・売却を行うことができる、(ii) 電子的方法により記録された財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもので、(iii) 本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産に該当しないもの 2号暗号資産:不特定の者を相手方として1号暗号資産と相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの ⁵	暗号資産交換業者の登録 ➤ 仲介者の規制
ステーブル コイン	デジタルマネー 類似型	法定通貨の価値と連動した価格(例:1コイン=1円)で発行され、発行価格と同額で償還を約するもの(及びこれに準ずるもの) ⁶	送金に用いられる場合には、為替取引に該当すると考えられる ⁷
	暗号資産型	デジタルマネー類似型以外のもの(暗号資産と価値が連動するものやアルゴリズムで価値の安定を試みるもの等)	暗号資産又は金融商品取引法上の有価証券に該当すると考えられる ⁸

表2:利用者保護の要請を満たす仕組み等

	仕組みの概要	規制対象行為
預金を 用いた仕組み	銀行の口座振替時における預金債権の発生・消滅についての現行実務を前提としたものとして、銀行から代理権を付与された仲介者が、個々の利用者の持分を管理し、振り替える仕組み(発行者である銀行は総額のみを管理) ➤ 現行の預金保険制度における取扱いと同様、発行者である銀行の破綻時には、一般預金等又は決済用預金として保護される	銀行を代理して預金債権の発生・消滅を行う行為
未達債務を 用いた仕組み	資金移動業者の未達債務について、資金移動業者から代理権を付与された仲介者が、個々の利用者の持分を管理し、振り替える仕組み(発行者である資金移動業者は総額のみを管理) ➤ 発行者である資金移動業者の破綻時には、供託等によって利用者資産が保全される	資金移動業者を代理して未達債務に係る債権の発生・消滅を行う行為
信託受益権を 用いた仕組み	信託法が適用されるものとして、受益証券発行信託において、銀行に対する要求払預金を信託財産とした信託受益権を仲介者が販売・移転する仕組み ➤ 発行者である信託会社の破綻時には、信託により利用者資産が倒産隔離される	要求払預金を信託財産とする信託受益権等の電子的支払手段の売買・交換、管理、売買・交換の媒介等

本改正案は、規制内容の細部に関しては本改正案成立後に公表される内閣府令等で定められるものの、当該提案に沿ったものと考えられます。以下、本改正案における、電子的支払手段に係る規制対象及び業規制の概要について説明します。

⁵なお、本改正案において、「物品」は「物品等」(注 10 参照)に改正され、また、1号暗号資産の範囲から「電子決済手段」(後記(2)参照)も除くこととされています(改正後資金決済法 2条 14 項)。

⁶本報告書において、「準ずるもの」としては、「例えば、形式的には発行者が償還を約していないものの、発行者又は発行者から買取資金の提供を受けた第三者が、実質的に発行者が償還を約しているのと同視できるような形でステーブルコインの買取りを行うもの等が考えられる」とされています(本報告書 17 頁)。

⁷本報告書 22 頁。

⁸本報告書 17 頁以下。

(2) 規制対象

本改正案においては、概要以下のとおり、資金決済法上「電子決済手段」及び「電子決済手段等取引業」が新設され(改正後資金決済法 2 条 5 項、9 項)、銀行法上「電子決済等取扱業」が新設されており(改正後銀行法 2 条 17 項)、それぞれ新たな規制対象となっています。

<電子決済手段とは>⁹

- ① **1号電子決済手段**: (i) 物品等¹⁰・役務提供の対価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者との間で購入・売却を行うことができる、(ii) 電子的方法により記録された財産的価値であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができる通貨建資産で、(iii) 有価証券、電子記録債権、前払式支払手段その他内閣府令で定めるものに該当しないもの¹¹
- ② **2号電子決済手段**: 不特定の者を相手方として 1号電子決済手段と相互に交換を行うことができる財産的価値であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの
- ③ **特定信託受益権**: (i) 金銭信託の受益権のうち、(ii) 電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。)に表示されるものであつて、(iii) 受託者が信託契約により受け入れた金銭の全額を預貯金により管理することであることその他内閣府令で定める要件を満たすもの
- ④ **府令指定電子決済手段**: ①～③に準ずるものとして内閣府令で定めるもの

<電子決済手段等取引業とは>

- ① 電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換
- ② ①の行為の媒介、取次ぎ又は代理
- ③ 他人のために電子決済手段の管理をすること¹²(以下、①～③を併せて「電子決済手段関連業務」といいます)
- ④ 資金移動業者の委託を受けて、当該資金移動業者に代わって利用者¹³との間で以下の事項のいずれかを電子情報処理組織を使用する方法により行うことについて合意をし、かつ、当該合意に基づき為替取引に関する債務に係る債権の額を増加させ、又は減少させること
 - (i) 当該契約に基づき資金を移動させ、当該資金の額に相当する為替取引に関する債務に係る債権の額を減少させること
 - (ii) 為替取引により受け取った資金の額に相当する為替取引に関する債務に係る債権の額を増加させること

<電子決済等取扱業とは>

- ① 銀行の委託を受けて、当該銀行に代わって当該銀行に預金の口座を開設している預金者との間で次に掲げる事項のいずれかを電子情報処理組織を使用する方法により行うことについて合意をし、かつ、当該合意に基づき預金債権の額を増加させ、又は減少させること
 - (i) 当該口座に係る資金を移動させ、当該資金の額に相当する預金債権の額を減少させること
 - (ii) 為替取引により受け取った資金の額に相当する預金債権の額を増加させること
- ② ①に関して、当該銀行(以下「委託銀行」といいます)のために預金の受入れを内容とする契約の締結の媒介を行うこと(以下「電子決済等関連預金媒介業務」といいます)

上記規制対象行為のうち、「電子決済手段等取引業」が前記表 1 記載の「未達債務を用いた仕組み」及び「信託受益権を用いた仕組み」に対応し、「電子決済等取扱業務」が前記表 1 記載の「預金を用いた仕組み」にそれぞれ対応するものと考えられます。

なお、本改正案においては、特定信託受益権及び府令指定電子決済手段のうち、一定のものは、金融商品取引法上の有価証券の範囲から除外される一方(改正後金融商品取引法 2 条 2 項柱書、1 号)、特定信託受益権を発行する一定の信託会社等が特定信託受益権の発行による為替取引を行う場合、

⁹ なお、「1号電子決済手段」、「2号電子決済手段」及び「府令指定電子決済手段」との用語は本改正案における定義ではありませんが、説明の便宜上、使用しています。

¹⁰ なお、改正案においては、「物品等」について、「物品その他の財産的価値(本邦通貨及び外国通貨を除く。)」と定義されています(改正後資金決済法 2 条 6 項)。

¹¹ 1号電子決済手段は通貨建資産であることから 1号暗号資産には該当しません。なお、本報告書においては、「『不特定の者に対する送金・決済に利用することができる通貨建資産』に該当するもののうち、一般的に広く送金・決済手段として利用され得る状況には至っていないと評価されるもの(国債、社債、電子記録債権、前払式支払手段等)…」については、原則として『電子的支払手段』から除外しつつ、例外的にその流通性等に鑑み送金・決済手段としての機能が強いと認められるものを『電子的支払手段』に含めることができる枠組みとすることが考えられる」とされていました(本報告書 20 頁)。

¹² 但し、内閣府令で定めるものを除きます。

¹³ 但し、当該資金移動業者との間で為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結している者に限ります。

資金決済法の規律を受けることとされています(改正後資金決済法 2 条 27 項、28 項、37 条 2 項、37 条の 2 等)。

(3) 業規制

本改正案においては、概要後記表 3 のとおり、「電子決済手段等取引業」については改正後資金決済法、「電子決済等取扱業務」については改正後銀行法上の規制を受ける他、いずれも犯罪収益移転防止法上の取引時確認義務等の対象とされています(改正後資金決済法 62 条の 3~62 条の 24、改正後銀行法 52 条の 60 の 3~52 条の 35、改正後犯罪収益移転防止法 2 条 2 項 31 号の 2、31 号の 3、10 条の 3 等)¹⁴。

表 3:業規制の概要

	電子決済手段等取引業	電子決済等取扱業
参入規制	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 登録が必要 但し、電子決済手段を発行している銀行等又は資金移動業者¹⁵は、一定の場合、当該電子決済手段に係る電子決済手段関連業務に限り、登録不要¹⁶ 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 登録が必要¹⁷
行為規制	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 情報の安全管理のために必要な措置 ✓ 第三者に業務委託をした場合における、当該委託に係る業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置 ✓ 利用者への情報提供等、利用者の保護を図り、業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置 ✓ 電子決済手段等取引業に関して利用者から金銭その他の財産の預託を受けること等は原則として禁止 ✓ 利用者の電子決済手段を自己の財産と分別して管理し、管理状況について定期に公認会計士又は監査法人の監査 ✓ 発行者等との間で、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当該発行者等との間の賠償責任の分担に関する事項等を定めた契約を締結 ✓ 金融 ADR 制度の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 顧客に対する説明や顧客に関する情報の適正な取扱い及び安全管理等、業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置 ✓ 顧客のための誠実な業務遂行 ✓ 電子決済等取扱業に関して利用者から金銭その他の財産の預託を受けること等は原則として禁止 ✓ 委託銀行との間で、顧客に損害が生じた場合における当該損害についての当該委託銀行との間の賠償責任の分担に関する事項等を定めた電子決済等取扱業に係る契約を締結 ✓ 金融 ADR 制度の設置 ✓ 顧客に対し、虚偽のことを告げる行為、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為等の禁止
監督	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 帳簿書類及び報告書の作成、公認会計士又は監査法人の監査報告書等を添付した当該報告書の提出、立入検査、業務改善命令、登録の取消し、登録の抹消等 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 帳簿書類及び報告書の作成、公認会計士又は監査法人の監査報告書等を添付した当該報告書の提出、報告又は資料の提出命令、立入検査、業務改善命令、登録の取消し、登録の抹消等
AML/ CFT	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 電子決済手段等取引業者は特定事業者に該当 ✓ 顧客から依頼を受けて電子決済手段の移転のうち一定のものを行うときは、顧客の本人特定事項等を通知 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 電子決済等取扱業者は特定事業者に該当

¹⁴ 但し、価格変動のおそれのある一定の電子決済手段に係る電子決済手段関連業務と特定預金等契約(銀行法 13 条の 4)に係る電子決済等関連預金媒介業務については、金商法の規制が一部準用されます(改正後資金決済法 62 条の 17、改正後銀行法 52 条の 60 の 17)

¹⁵ なお、資金決済法上、「銀行等」と「資金移動業者」は、免許・登録等を受けた者を意味します(資金決済法 2 条 3 項、17 項、銀行法 2 条 1 項等)。

¹⁶ なお、この場合、電子決済手段等取引業に係る規制と概ね同様の規制がかかります(改正後資金決済法 62 条の 8 第 2 項)。

¹⁷ なお、電子決済等取扱業務は、銀行代理業(銀行のために預金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介を行う営業が含まれます。)にも該当しますが、銀行代理業に係る許可(銀行法 2 条 14 項、52 条の 36)は不要です(改正後銀行法 52 条の 60 の 3)。

2. 高額電子移転可能型前払式支払手段への対応

(1) 本報告書における議論

現行法上、前払式支払手段については、原則として利用者に対する払戻しが禁止されていること等から、為替取引等とは異なり、犯罪収益移転防止法上の取引時確認義務等が課されていない一方、前払式支払手段の中には電子的な移転・譲渡が可能なものでアカウントのチャージ可能額の上限額が高額となるものもあるため、本報告書においては、このような前払式支払手段の範囲を定めると共に、当局によるモニタリングの強化し、犯罪収益移転防止法上の取引時確認等の規律の具体的な適用関係を検討することが提案されていました。

(2) 規制対象

本改正案においては、資金決済法上「高額電子移転可能型前払式支払手段」が定義され（改正後資金決済法 3 条 8 項、9 項）、新たな規制対象となっています。具体的な要件の規定が一部内閣府令に委任されているため詳細は不明ですが、本改正案に係る説明資料等を確認する限り、本報告書における以下の定義の考え方と大きくは異なると考えられます。

＜高額電子移転可能型前払式支払手段とは＞

以下の全ての要件を満たす前払式手段

- ① 第三者型前払式支払手段（電子機器その他の物に電磁的方法により記録されるものに限る）
- ② 電子情報処理組織を用いて譲渡・移転することができるもの
- ③ アカウント（発行者が前払式支払手段に係る未使用残高を記載し、又は記録する口座をいう）において管理されるもの
- ④ ③のアカウントは繰り返しのチャージ（リチャージ）が行えるものに限る
- ⑤ 次の(i)～(iii)に掲げる場合の区分に応じ、当該区分に定める要件のいずれかに該当するもの
 - (i) 残高譲渡型：他のアカウントに移転できる額が一定の範囲を超えるもの（例：1 回当たりの譲渡額が 10 万円超、又は、1 か月当たりの譲渡額の累計額が 30 万円超のいずれかに該当）
 - (ii) 番号通知型（狭義）：メール等で通知可能な前払式支払手段（ID 番号等）によりアカウントにチャージする額が一定の範囲を超えるもの（例：1 回当たりのチャージ額が 10 万円超、又は、1 か月当たりのチャージ額の累計額が 30 万円超のいずれかに該当）
 - (iii) (ii)に準ずるもの：アカウントへのチャージ額・利用額が一定の範囲を超えるもの（例：1 か月当たりのチャージ額の累計額、1 か月当たりの利用額の累計額のいずれもが 30 万円超）
- ※ 但し、(i)～(iii)のいずれかに該当するものであっても、アカウントに係る未使用残高の上限額が一定額以下に制限されているもの（例：30 万円以下）は、対象外

(3) 業規制

本改正案においては、高額電子移転可能型前払式支払手段の発行者に対して発行前における業務実施計画の届出義務を課すほか（改正後資金決済法 11 条の 2）、このような発行者を犯罪収益移転防止法上の特定事業者に含め（（改正後）犯罪収益移転防止法 2 条 2 項 30 号の 2）、取引時確認義務等を課すこととされています。

The takeaway

2008 年のブロックチェーン技術を活用したビットコインの登場や昨今のコロナ禍の状況等により、金融のみならずさまざまな分野において新しい形でのデジタル化が目覚ましく進展しています。本改正案は、本報告書における議論も踏まえ、このような社会の変革に合わせて法制度を整備するものと考えられます。具体的な規定の内容の一部は内閣府令等に委任されているため、本改正案が成立後の公表が見込まれる内閣府令案等の内容の精査が必要です。また、本改正案に係る説明資料等においては電子決済手段の発行者に係る規制のあり方は引き続き検討する旨の記載も見受けられるところであり、今後の議論の動向が注目されます。

Let's talk

より詳しい情報、又は個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者若しくは下記までお問い合わせください。

PwC 弁護士法人
第一東京弁護士会所属

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-1 大手町パークビルディング

電話 : 03-6212-8001

Email: jp_tax_legal-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/legal

- PwC ネットワークは、世界 100 カ国に約 3,700 名の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan グループ全体のクライアントのニーズに応えていきます。
- PwC Japan グループは、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査、及び税務などの業務と共に、PwC 弁護士法人から、法務サービスを、企業の皆様に提供します。

パートナー 弁護士

神鳥 智宏

tomohiro.kandori@pwc.com

弁護士

日比 慎

makoto.hibi@pwc.com

弁護士

柴田 英典

hidenorishibata@pwc.com

本書は法的助言を目的とするものではなく、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。個別の案件については各案件の状況に応じて弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本書における意見に亘る部分は筆者らの個人的見解であり、当弁護士法人の見解ではありません。

© 2022 PwC Legal Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.